

石総務(審)令和5年度第6号
令和5年10月20日

石狩市行政不服審査会
会長 須田 晟雄 様

審査庁
石狩市長 加藤 龍幸

諮 問 書

石狩市長が行った令和5年度石狩市放課後児童健全育成事業運営負担金減免却下処分について再審査を求める審査請求(事件番号:令和5年(審)第1号)について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

【担当者】

石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市総務部総務課主査 江部 靖
電話 0133-72-3149

(別紙)

1 審査請求に係る処分

石狩市長が行った令和5年度石狩市放課後児童健全育成事業運営負担金減免却下処分(令和5年5月22日付)

2 審査請求

石狩市長が行った令和5年度石狩市放課後児童健全育成事業運営負担金減免却下処分について再審査を求める審査請求(事件番号:令和5年(審)第1号)

3 諮問の理由 原処分維持が適当と考えるため。

4 審査請求人

5 添付書類等 審理員意見書及び事件記録(写し)

6 審査庁担当課、担当者名、電話、住所等

担当課 石狩市総務部総務課

担当者名 主査 江部 靖

電話 0133-72-3149

住所 石狩市花川北6条1丁目30番地2

答申書

諮問番号：令和5年（処分）諮問第1号
答申番号：令和5年（処分）答申第1号
令和5年11月29日

石狩市長 加藤 龍 幸 殿

石狩市行政不服審査会

会 長 須 田 晟 雄

令和5年10月20日付け石総務(審)令和5年度第6号をもって諮問のあった、石狩市長が行った令和5年度石狩市放課後児童健全育成事業運営負担金減免却下処分について再審査を求める審査請求に係る諮問について審査した結果、以下のとおり答申する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和4年12月2日、令和5年度石狩市放課後児童健全育成事業運営負担金減免申請（以下「本件申請」という。）を行った。
- 2 処分庁は、令和5年5月22日、本件申請に対する令和5年度石狩市放課後児童健全育成事業運営負担金減免却下処分（令和5年5月22日付石子政第97号通知。以下「本件処分」という。）を審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年5月30日、石狩市長に対し、本件処分の再審査を求める審査請求をした。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分の再審査を求めている。

- (1) 審査請求人は、就学援助制度に係る石狩市ホームページに掲載のモデル世帯における収入額について、自らの世帯の収入額はそれを超過するが近似しているとの認識の下、審査請求をするに至った。
- (2) 審査請求人は、世帯収入額の認定基準超過（以下「基準超過」という。）について、超過額と就学援助打ち切りにより増大する費用の額とを勘案した場合、前者が後者を上回ったとしても、その差が僅少であれば実際に享受できる恩恵は極めて限定的であり就学援助申請及び本件申請が否認されるべきではないと考える。
- (3) 審査請求人は、本件審査請求と同様の審査請求（以下「教育委員会審査請求」という。）を石狩市教育委員会に提出しており、その裁決結果は本件処分の決定に関連していることから、本件審査請求の審理にあたっては、教育委員会審査請求の裁決結果をもって判断して欲しいと求めている。

第3 処分庁の主張の要旨

処分庁は、本件処分は石狩市放課後児童健全育成事業運営負担金徴収条例施行規則第4条第1項第2号において負担金を2分の1減額することができる場合について、石狩市教育委員会が児童の属する世帯を準要保護世帯であると認定した場合と規定され、同条第4項の規定に基づき、本件処分を行ったものであり、何ら違法、不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。

第4 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却されるべきとし、その理由を審理員意見書の「第3理由」の記載のとおりとしている。

第5 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「第3理由」と同旨であり、次のとおりである。

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 石狩市放課後児童健全育成事業運営負担金徴収条例（平成19年条例第21号。以下「条例」という。）第4条では、市長は、特別の理由があると認めるときは、負担金を減免することができる旨規定している。
- (2) 石狩市放課後児童健全育成事業運営負担金徴収条例施行規則（平成19年規則第37号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号では、条例第4条の規定により負担金を2分の1減額することができる場合について、石狩市教育委員会が児童の属する世帯を準要保護世帯であると認定したときである旨規定している。
- (3) 石狩市要保護及び準要保護児童生徒就学援助要綱（平成13年2月23日教育長決定。）第2条では、就学援助を受けることができる者は、石狩市立学校に通学する児童生徒及び入学予定者（小学校又は義務教育学校前期課程に就学させるべき者に限る。）の保護者のうち、石狩市教育委員会が要保護者及び準要保護者として認定した者とする旨規定している。

2 本件処分について

石狩市教育委員会は、令和5年5月18日、審査請求人に対して、令和5年度就学援助受給に係る否認処分を通知した。

また、この処分に対し審査請求人が行った教育委員会審査請求は、令和5年9月26日付けで棄却された。

これらの事実により、審査請求人が申請した児童の属する世帯は、規則第4条第1項第2号に規定する「石狩市教育委員会が児童の属する世帯を準要保護世帯」に該当しない。

よって、本件処分の根拠となる要件の適用について違法な点は認められない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に審査請求人適示の事実及び審理員が職権により確認した事実から、本件処分のその他の要件の適用若しくは手続に係る違法な点又は本件処分に不当な点は認められない。

4 結語

以上のとおりであるから、本件処分は適法かつ妥当である。

5 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

6 結論

以上のとおりであるから、第4の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

参考

1 審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和5年6月13日	・審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出依頼
令和5年6月19日	・弁明書の受理
令和5年6月20日	・弁明書の送付及び反論書の提出依頼
令和5年7月3日	・反論書の受理
令和5年7月11日	・審理関係人（石狩市教育委員会）への確認①
令和5年7月14日	・確認書類の受理
令和5年9月28日	・審理関係人（石狩市教育委員会）への確認②
令和5年9月28日	・確認書類の受理
令和5年9月29日	・審理手続の終結
令和5年10月10日	・審理員意見書の提出

2 審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和5年10月20日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和5年11月20日	・調査審議
令和5年11月29日	・調査審議